

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 27日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士宮市大中里200番地

氏名 富士フィルム株式会社 マテリアル生産本部 富士宮事業場

富士宮事業場長 早川 篤

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0544 - 26 - 7175

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士フィルム株式会社 マテリアル生産本部 富士宮事業場		
事業場の所在地	静岡県	富士宮市	大中里200番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	化学工業		
② 事業の規模	69.719百万円（製造生産金額）		
③ 従業員数	989人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり		

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	廃プラスチック類	535.140 t
	紙くず	1.320 t
	廃酸	1.980 t
	廃アルカリ	0.028 t
	廃油	123.939 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.070 t
	廃電池類	0.460 t
	金属くず	14.402 t
	水銀使用製品産業廃棄物	1.550 t
	木くず	56.120 t
	汚泥（泥状のもの）	28.072 t
	（これまでに実施した取組） 工程の歩留まり向上、有価物化により処理委託排出量を抑制している。 委託処理業者の実地確認を実施	
②目標	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	廃プラスチック類	471.504 t

②計画	紙くず	1.163 t
	廃酸	1.781 t
	廃アルカリ	0.024 t
	廃油	109.201 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.062 t
	乾電池	0.405 t
	金属くず	12.689 t
	水銀使用製品産業廃棄物	1.366 t
	木くず	49.447 t
	汚泥（泥状のもの）	24.734 t
	（今後実施する予定の取組） 上記施策を継続実施している。	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、廃酸、廃アルカリ、廃油、ばいじん、ガラスくず、乾電池、金属くず、蛍光灯類、木くず、汚泥 取組：従業員教育、廃棄物集積場巡視等を実施している。	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記施策を継続実施している。	









						0.000 t
		(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	廃プラスチック類	159.855	535.140	0.000	0.000	535.140
	紙くず	1.320	1.320	0.000	0.000	1.320
	廃酸	1.980	1.980	1.960	0.020	1.960
	廃アルカリ	0.028	0.028	0.000	0.000	0.028
	廃油	123.939	26.620	69.130	28.189	123.939
	ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.070	0.070	0.000	0.000	0.070
	廃電池類	0.460	0.460	0.000	0.000	0.460
	金属くず	14.402	14.402	0.000	0.000	14.402
	蛍光灯	1.550	1.550	0.000	0.000	1.550
	木くず	56.120	56.120	0.000	0.000	56.120
	(これまでに実施した取組) 工程の歩留まり向上、有価物化により処理の委託量を抑制している。					



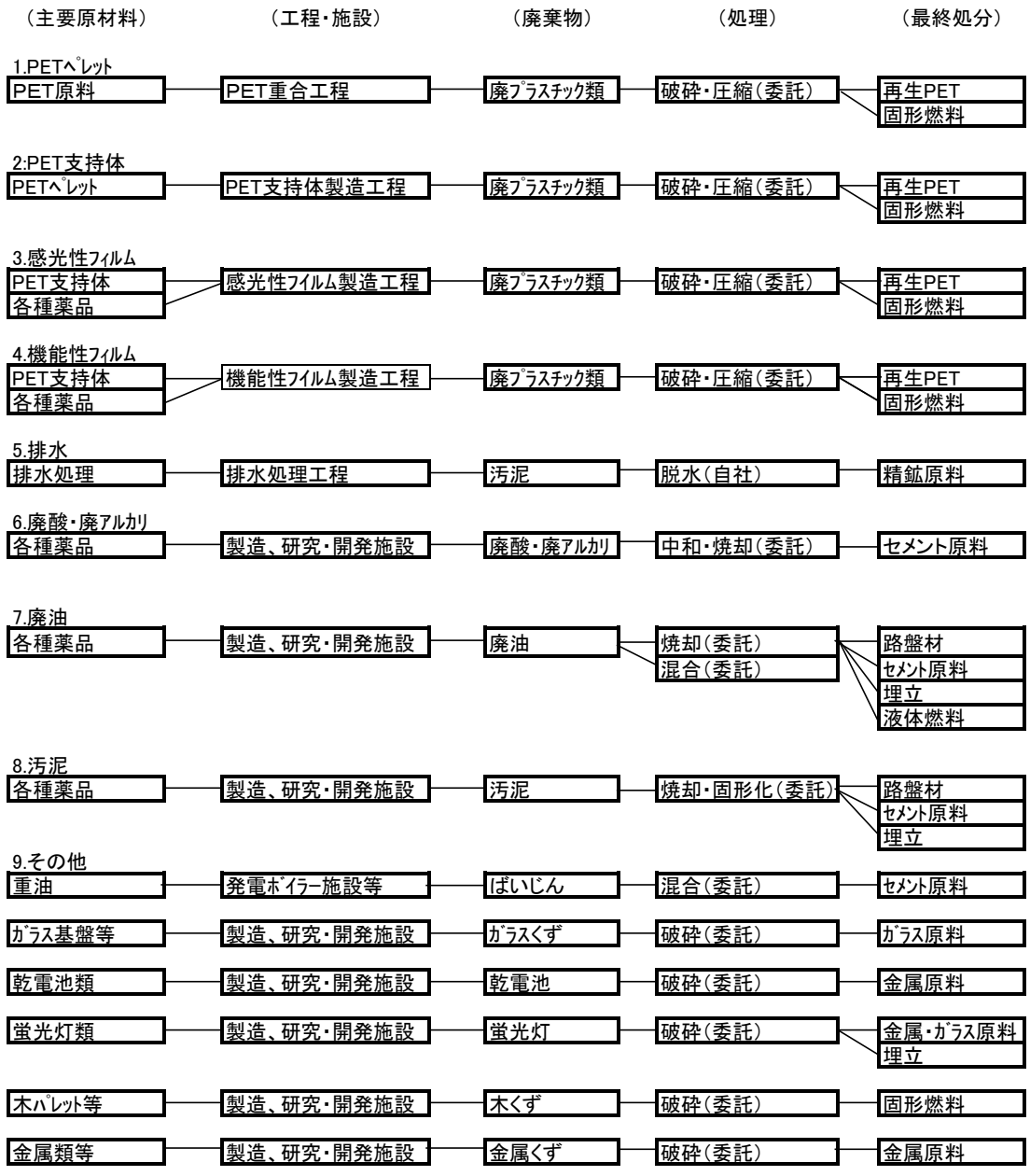
		【目標】				
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
②計画	廃プラスチック類	152.340	509.990	0.000	0.000	509.990
	紙くず	1.260	1.260	0.000	0.000	1.260
	廃酸	1.890	1.890	0.000	0.000	1.890
	廃アルカリ	0.026	0.026	0.000	0.000	0.026
	廃油	118.110	25.370	65.880	0.000	118.110
	ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.067	0.067	0.000	0.000	0.067
	廃電池類	0.440	0.440	0.000	0.000	0.440
	金属くず	13.730	13.730	0.000	0.000	13.730
	蛍光灯	1.480	1.480	0.000	0.000	1.480
	木くず	53.480	53.480	0.000	0.000	53.480
	(今後実施する予定の取組) 上記施策を継続実施する。					
	※事務処理欄					

(第6面)

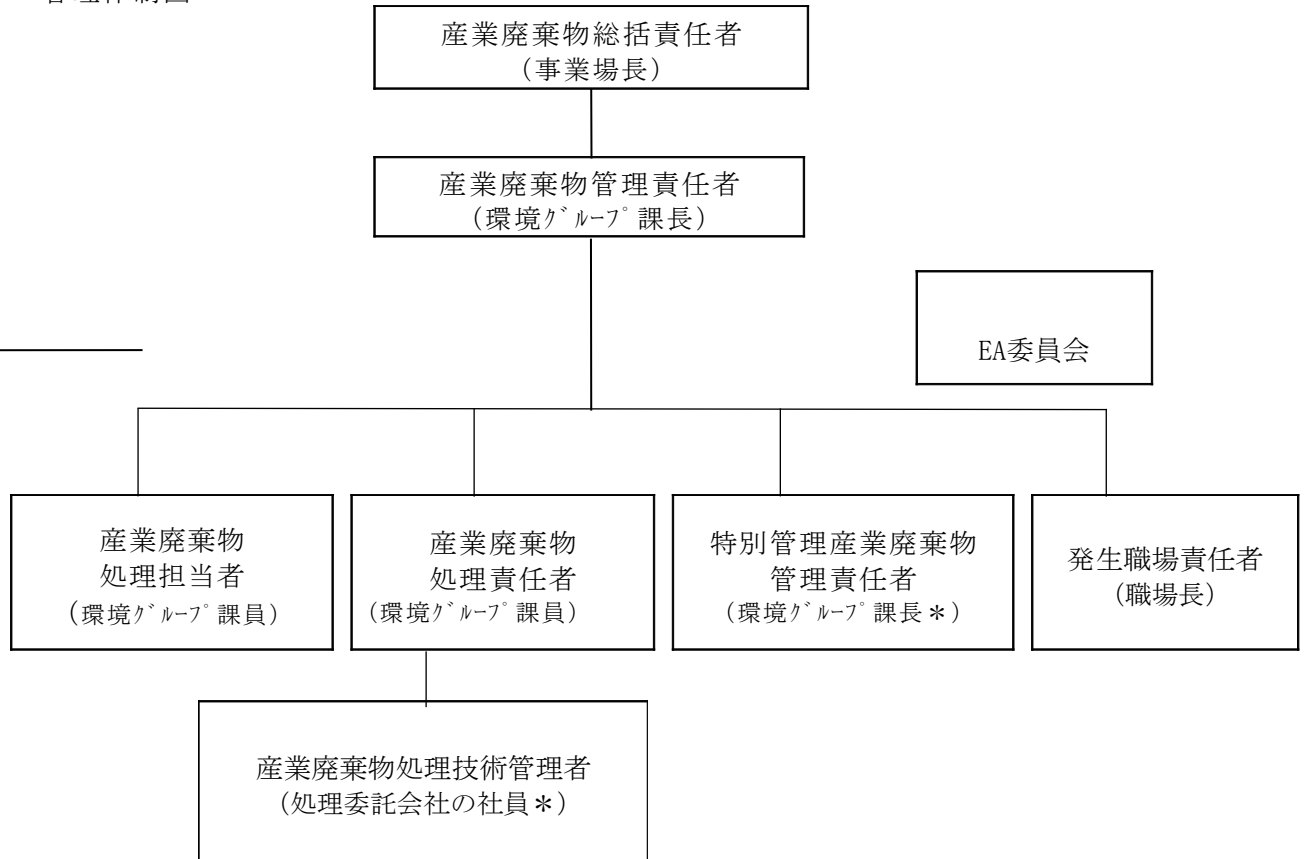
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1  
産業廃棄物の処理工程



別紙2  
管理体制図



\*法で定める資格が必要

各役割の責務

産業廃棄物総括責任者：産業廃棄物の適正処理を統括管理する。

産業廃棄物管理責任者：産業廃棄物の「法」並びに「法令等」に規定する職務を実施する。

産業廃棄物処理担当者：産業廃棄物の処理状況の把握と記録を管理する。  
処理委託会社の選定、契約、発注、処理経費の報告を行う。

産業廃棄物処理責任者：産業廃棄物処理施設を維持・管理する。  
運転操作員を指揮・監督する。  
産業廃棄物処理計画を作成する。  
行政への報告を行う。

産業廃棄物処理技術管理者：産業廃棄物処理施設の維持・管理を行う。  
産業廃棄物の日常処理、処理の記録の作成と保管を行う。

特別管理産業廃棄物管理責任者：特別管理産業廃棄物の排出状況を把握し、処理計画を作成する。  
特別管理産業廃棄物の適正処理を行う。

発生職場責任者：職場の産業廃棄物発生量を抑制、減量化する。  
職場の産業廃棄物の再生利用を推進する。  
職場の産業廃棄物を適正管理する。

EA委員会：産業廃棄物排出計画を決定する。